

耐震診断・耐震補強設計判定申請マニュアル・1

(手 続 き 関 係)

平成30年11月

一般財団法人宮崎県建築住宅センター建築物耐震診断等判定委員会

一般財団法人宮崎県建築住宅センター

1	総論	
1.1	マニュアルの位置づけ	3
1.2	適用範囲	3
1.3	判定委員会が行う耐震診断等に関する判定業務の対象範囲	3
1.4	耐震診断等において準拠すべき基準等	3
2	手続きの流れ	
2.1	申請の予約	5
2.2	申請書の作成	6
	(1) 申請者の要件	
	(2) 申請書の添付書類・図書	
	(3) 申請書の作成要領と必要部数	
2.3	申請書の提出	8
	(1) 提出日時	
	(2) 専門委員による確認	
	(3) 判定委員への事前送付	
2.4	手数料の請求及び納付	9
2.5	判定委員会	9
	(1) 説明時間の割り当て	
	(2) 出席者	
	(3) 説明の要領	
	(4) 議事録の作成について	
	(5) 再判定とされた場合	
2.6	判定書の交付	11
3	現地調査等	
3.1	現地調査の原則	12
3.2	現地調査を行うべき事項	12
3.3	現地調査に関する留意事項	12
3.4	設計図書がない場合の対応	13

1 総論

1.1 マニュアルの位置づけ

このマニュアルは、建築物の耐震診断や耐震補強設計の実施に関連して行われる現地調査、診断・補強設計、申請手続き等の運用について基本的なポイントを示すことにより、「一般財団法人宮崎県建築住宅センター建築物耐震診断等判定委員会（以下「判定委員会」という。）」の円滑な運営と申請者の業務の合理的な遂行に資することを目的として、これまでに判定委員会において示されたルールや、運営上の留意点をとりまとめたものです。

なお、このマニュアルは、関係法令の改正の他、新たな知見や判定委員会からの助言を踏まえて随時改正することがあります。

1.2 適用範囲

このマニュアルは、判定委員会が行う、宮崎県の区域において実施される、建築物を対象とした耐震診断及び耐震補強設計（以下「耐震診断等」という。）に適用する。

1.3 判定委員会が行う耐震診断等に関する判定業務の対象範囲

(1) 判定業務の対象とする建築物

昭和55年の建築基準法施行令改正（昭和56年6月1日施行）により導入された通称「新耐震設計法」の適用を受けていない建築物に限る。

(2) 判定委員会が行う耐震診断等に関する判定業務の対象範囲

「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年国土交通省告示第184号）別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」第一（第三号を除く）及び第二（第六号及び第七号を除く）。

1.4 耐震診断等において準拠すべき基準等

	基準等	備考
法律	建築物の耐震改修の促進に関する法律	(一財)日本建築防災協会のホームページ「耐震支援ポータルサイト」
政令	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令	〃
省令	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則	〃

告示	建築物の耐震改修の促進に関する法律に関する 関連告示	(一財) 日本建築防災協会のホームページ「耐震支援ポータルサイト」
技術的 助言	建築物の耐震改修の促進に関する法律に関する 技術的助言	〃
書籍	既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準 ・改修設計指針・同解説	(一財) 日本建築防災協会
書籍	既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断 基準・改修設計指針・同解説	〃
書籍	耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐 震診断および耐震改修指針・同解説	〃
書籍	「屋内運動場等の耐震性能診断基準」	文部省大臣官房文教施設企画部
書籍	耐震診断・耐震補強設計判定申請マニュアル・1	(一財) 宮崎県建築住宅センター建築物耐震診断等判定委員会

ンター」という。)に提出(ファックス可)してください。

(2) ただし、予約は常時先着順に受け付けますので、希望日に既に予約が集中している場合には他の開催日への予約変更をお願いすることがあります。

2.2 申請書の作成

(1) 申請者の要件

- ・ 申請者は、必ずしも対象建築物の所有者でなくても、耐震診断等の業務を受託した建築士事務所の代表者でもかまいません。
- ・ 判定対象建築物の所有者以外の者が申請者となる場合は、次のいずれかの書類を申請書に添付してください。(②による場合は、受託者が申請者となる場合に限りです。)
 - ① 委任状(任意)
 - ② 耐震診断等の業務の委託契約書の写し(対象建築物、委託者、受託者が表示されたページ)なお、判定手数料の請求は申請者に対して行います。

(2) 申請書の添付書類・図書

- ・ 耐震診断または耐震補強の別、RC造・S造・屋内運動場の別ごとに「耐震診断報告書事前審査チェック項目表」または「耐震補強設計報告書事前審査チェック項目表」に従って準備してください。
- ・ 「判定委員は、当該建築物に関する知識はゼロに等しい」という認識で、審査する側に立って、判定委員が判定対象建築物の状況を短時間で十分把握できるような資料作成を心がけてください。

注1) 申請書に添付する表1の「診断調査者(補強設計者)氏名」について

「診断調査者(補強設計者)氏名」欄に記名する方は、次の要件を満たすことが必要です。

なお、判定委員会では、診断調査者(補強設計者)以外が説明を行ってもかまいませんが、診断調査者(補強設計者)は必ず出席してください。

- ① その方の責任において、実際に診断(補強設計)を行った方であること。
- ② 1級建築士の資格を持ち、学校建築物の場合は、文部科学省指定の講習を受講していること。
- ③ 申請書に記載された「耐震診断(補強設計)業務受託者の担当者」または「協力事務所の担当者」のいずれかであること。

(※平17-8回判定委員会)

注2) 耐震診断(補強)の基本方針について

診断（補強）方針の記載が不十分な案件が見受けられますが、判定委員が、診断（補強）担当者の考え方を理解する上で重要ですので、方針については、わかりやすくかつ簡潔に記載してください。（フロー図形式でも可）

（※平 1 7 - 7 回判定委員会）

注 3） 表 - 2 「総合所見」に記載する事項について

「総合所見」欄には、単に「I s 値が I so 値を超えたから補強の必要はない。下回ったから補強を要する。」といった事柄にとどまらず、現地調査及び診断の結果判明した、例えば、エキスパンションジョイントのクリアランス不足、構造耐力上主要な部分のクラック、コンクリートのじゃんか、鉄骨の錆の進行等、建築物の安全性確保の観点から、適切な改修が必要と判断される事項についても必要に応じて付記してください。

（3） 申請書の作成要領と必要部数

ア 作成要領

（ア） 申請書

- ・ 過去の判定委員会で指摘のあった事項をチェックシート形式で整理した「指摘事項チェックシート」に示した事項について申請者がチェックを行い、もれのないことを確認してください。
- ・ 「耐震診断報告書事前審査チェック項目表」により整理し、紙ファイル（色は問いません。）に綴じた上で、見出し（インデックス）を貼り付けてください。
なお、見出しは、「2 - 1」「3 - 2」などの項目番号または「基本方針」「コア試験」で記入し一目でわかるようにしてください。見出しを項目番号にする場合は、見出しに目次を追加する等、一目で内容がわかるようにしてください。
（※平 3 0 判定委員会）
- ・ 表紙及び背表紙には、判定申請書に記載した「建築物の名称」（例：〇〇町立 〇〇小学校 〇〇棟）及び「申請者の商号」（例：△△建築設計事務所）を明記してください。
- ・ ページ番号が記入されていない申請書が散見されますので、ページ番号は、必ず記入するとともに目次にもページ番号を記入してください。全体を通して付けていただいた方が、章ごとに付けていただくより望ましいです。
- ・ 再判定となった場合においては、追加したページに枝番を付けていただき、削除したページを欠番としてわかるように（目次等に欠番を記載、欠番と記載しページ番号を記入したページを挿入など）してください。
- ・ 再判定となった場合においては、申請書の差し替えを行うことと思いますが差し替えた書類のうち、内容に変更があった部分及び判定委員が書き込み等を行ってチェックしている部分については、専門委員による確認の時に各々の申請書に添付して提出してください。

(イ) ダイジェスト版（判定委員会における専門委員手持ち用）

「耐震診断報告書事前審査チェック項目表」の○マークの資料及びその他必要と判断されるものをホッチキスまたは綴じひもで綴じてください。（紙ファイルへの綴じ込み、見出しの貼付は不要です。）

イ 部数

(ア) 申請書 6部

※ 判定を終了した案件については、申請者に5部返却しますが、判定委員会当日の申請者用の手持ちとして、別に同じものを1部用意してください。（この1部は事前提出不要です。判定委員会当日に持参してください。）

(イ) ダイジェスト版（専門委員用） 2部

(ウ) 「指摘事項チェックシート」 1部

2.3 申請書の提出（専門委員による確認）

(1) 提出日時

- ・ 予約した判定委員会に対応する専門委員による確認（通常午前開催）を行いますので、開催日までに、センター2階会議室に申請書を搬入してください。
- ・ 書類の提出が間に合わない場合は、判定委員への事前送付をお断りします。この場合は、予約キャンセルとなりますので、センター担当者と予約の変更について協議してください。

(2) 専門委員による確認

- ・ 専門委員は、提出された申請の書類に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと、再判定の場合は、前回判定会における指摘事項等の対応の確認を行います。
- ・ 専門委員は、重要な不備を発見した場合は申請者に連絡しますので、連絡を受けた申請者は直ちに修正作業（差し替え図書の作成等）を行ってください。（※申請者は、専門委員からの連絡がいつでも取れるよう待機をお願いします。）修正作業が専門委員の確認当日の午後5時までに終わらない場合は、判定委員への事前送付をお断りします。この場合は、予約キャンセルとなりますので、センター担当者と予約の変更について協議してください。

(3) 判定委員への事前送付

- ・ 専門委員による確認を終えた案件は、各判定委員あて事前審査の送付を行います。

2.4 手数料の請求及び納付

各判定委員あて事前送付を行った案件を対象に、後日、申請者宛の手数料の請求書を発行しますので、指定の口座への振り込みをお願いします。

2.5 判定委員会

判定委員会においては、判定委員と出席者との間で質疑応答が行われます。出席者がその場で応答できない質疑等については、再判定となる場合があります。出席者は、速やかに対応のうえ必要に応じて資料の補正、追加等を行ってください。

(1) 説明時間の割り当て

- ・ 判定委員会における説明時間の割り当ては、センターにおいて、当日の判定予定案件数や、説明者の宮崎市までの移動距離、新規または再判定の別等を考慮して決定し、専門委員による確認（申請書の提出）の際に各申請者にお示しします。
- ・ なお、判定委員会の開催日ごとの遅い順番となった案件については、早い順番の案件の審議に時間を要した場合など、予定時間より遅れる場合が多々ありますので、あらかじめご了承ください。

(2) 出席者

- ・ 判定委員会では、診断調査者（補強設計者）以外が説明を行ってもかまいませんが、申請書に添付する表1の「診断調査者（補強設計者）氏名」欄に記名した方は、必ず同席してください。（※平17-8回判定委員会）

(3) 説明の要領

ア 新規判定案件の場合

- ・ 説明していただく事項は、建築物の種類にもよりますが、概ね次のとおりです。
- ・ なお、口頭で説明する事項は、申請書のどこに書いてあるか、判定委員がすぐに参照できるよう見出し等で示すと審議が円滑に進行します。（例：「建物概要」の見出しから3枚目）

① 建築物の概要

- ・ 施設名称、対象建築物周辺の状況、構造、階数、建築年次（築後経過年数）、増築や構造に影響する改造等あればその履歴、設計図書（特に構造図）の有無（構造図がない場合は対処方法）など

② 構造上の特性

- ・ 基礎・地盤の状況、スパン、耐力壁の配置状況、体育館の屋根の構造、隣接建物との関係（エキスパンションの状況）、ピロティ、ペントハウス、下階壁抜け、

柱抜け、梁抜け、スキップフロア、第2種構造要素の判定、不整形平面（立面）かどうかなど

③ 調査の結果判明した特性

- ・ コンクリート強度・中性化、鉄筋の引張強度、施工不良（溶接不良、じゃんか、施工ミス）、劣化（クラック・剥離・発錆・不同沈下等）の状況など

④ 診断（改修）方針

- ・ ①～③で述べた建築物の特性をどのように診断（改修）に反映したかについて簡潔に述べる。（F値、SD指標、T指標等の設定根拠、モデル化を行った場合はその概要など）

⑤ 耐震性能の判定結果

⑥ 総合所見

- ・ 耐震性能だけでなく、劣化等により安全確保のための改修が望まれる場合は、そうしたことについても説明

イ 再判定案件の場合

- ・ 審議を円滑に行うため、再判定の説明の冒頭で、①建築物の概要、②前回判定委員会における指摘事項とそれらに対する対応方針、及びその結果、数値がどのように変化したかについて、簡潔に要領よく説明してください。
- ・ なお、②については、議事録に整理して再判定申請書に添付してください。（申請書に添付するチェック項目表にも、以前から「前回判定会議事録（指摘事項及び修正事項の明記）」と明記してあります。）（※H17-7回判定委員会）

判定委員は、毎回多数の案件の審査を行うほか、他県の判定委員会の委員を兼ねる方もおられ、個々の案件に関する申請者との質疑応答をいちいち記憶していません。従って、前回の判定委員とのやりとりを正確に議事録に示して、適切な対応をすることが、再判定の場合には特に重要です。

- ・ 再判定を2回以上受ける場合は、過去の全ての議事録を時系列で（新しい順に）並べて添付してください。（※なお、どれがいつの議事録なのか容易に識別できるよう工夫してください。）（※H17-11回判定委員会）

(4) 議事録の作成について

ア 議事録の作成者

- ・ 判定委員会の議事録作成を、立ち会いの専門委員まかせにする方が見受けられますが、議事録は原則として判定を受ける方が自ら作成した上で、専門委員が作成した議事録と突き合わせして、もれのないものを作成してください。

（※平17-7回判定委員会）

イ 議事録作成の意義

- ・ 議事録作成には、次のような意義があることを念頭に置いて、わかりやすく作成してください。（※平17-7回判定委員会）
 - ① 耐震診断等業務の発注者に対する判定委員会の審議概要の報告
 - ② 「要補強」となった物件について、補強設計段階の担当者が、診断時点の考え方を追認できるようにすること
 - ③ 再判定における円滑な審議

ウ 再判定へ向けた議事録の整理の要領

- ・ 判定委員会では、限られた時間の中で毎回非常に多数の物件を審議するため、判定委員が全ての物件の審議状況を把握するのは困難です。このため、きちんとした議事録を作成することが、スムーズな審議につながります。（※平17-7回判定委員会）

「指摘事項」欄	アで作成した、もれのない議事録から転記すること。
「訂正及び修正箇所」欄	指摘事項に対する対応方針、及びその結果、数値がどのように変化したか等について、簡潔に要領よく整理すること。
「頁」欄	「訂正及び修正箇所」欄に掲げた項目ごとに、何ページを見れば内容がわかるのか、該当するページを記載すること。（該当ページに付箋等を付けると一層よい。）

(5) 再判定とされた場合

- ・ 判定委員会において、「再判定」とされた場合は、その場で、センター担当者と協議して再度判定を受ける日時を決定してください。
- ・ 再判定の場合、提出された申請書6部及びダイジェスト版は全てその場でお返ししますので、指摘のあった事項を十分に踏まえて、「2.2 申請書の作成」からやり直してください。

2.6 判定書の交付

- ・ 判定委員会で審議を了した案件については、判定委員長からセンター理事長への報告を受けて、センター理事長名で判定書を交付します。
- ・ 判定書は、申請者宛郵送します。

3 現地調査等

3.1 現地調査の原則

- (1) 対象建築物の調査精度は、耐震診断等の結果に大きな影響を及ぼすことから、
1.4 耐震診断等において準拠すべき基準等の書籍を参考に、適切かつ十分に行うものとする。
- (2) 調査の結果については、①判定委員会の委員、②委託業務の発注者、及び③補強を行うこととなった場合の耐震改修設計業務の受注者が十分に理解しやすいものとする
ことを念頭に、適切に整理するものとする。

3.2 現地調査を行うべき事項

- (1) 現地調査にあたっては、1.4 耐震診断等において準拠すべき基準等の書籍を参考に
するもののほか、「計算上の入力値に影響しうる箇所」については、入念に調査を行
い、その結果をわかりやすく整理するものとする。
- (2) エキスパンション・ジョイントがある場合は、その位置及びクリアランス寸法を明
示すること。また、クリアランス寸法が不足する場合など、必要に応じて、申請書表2
の総合所見にコメントを記入すること。(※H17-3回判定委員会)

3.3 現地調査に関する留意事項

- (1) 申請書に添付する現地調査状況の写真(※)が少ないものが見受けられますが、判定
委員会として現地調査を行わない以上、物件の現況写真は判定にあたって重要ですので、
十分に添付してください。(※平17-7回判定委員会)

※ 建築物の内観、外観等建築物の概況を把握できるような写真のほか、次のような写
真を添付すること。なお、写真のみでは細部がわかりにくいと思われる場合には、現
場で黒板にディテール図を描いて一緒に写すなど、わかりやすく工夫すること。

- ・ 鉄骨部分のディテール、体育館屋根架構の状況、溶接不良、じゃんか、施工ミス
と思われる箇所
- ・ はつり・コア抜き・鉄筋探査・基礎掘削調査、不等沈下など実施した調査の状況
- ・ 発錆、クラック、剥離、等劣化の状況
- ・ エキスパンションジョイントの状況（クリアランス寸法等）
- ・ そのほか診断にあたって設定した計算条件に関わる箇所

(2) 不同沈下を屋上で測定した場合、不同沈下測定値はいずれの場合も1階平面図に記入する。

(3) ひび割れなどが大きい場合は、その原因等も調査し診断者としての見解を所見の中に記入する。

3.4 設計図書がない場合の対応

(1) 設計図書がない場合あるいは不備な場合には、耐震診断次数に応じて、躯体寸法、鉄筋径および配筋状況など、診断に必要な項目を実態調査すること。(1.4耐震診断等において準拠すべき基準等の書籍参照)(※H17-4回判定委員会)

(2) 特に屋内運動場の場合、基礎及び基礎梁について掘削等による調査を行うこと。